

平成 30 年 7 月西日本豪雨災害における被災者支援を行う女性の支援事業

要綱制定平成 30 年 9 月 8 日

広島県の男女共同参画をすすめる会 会長 井上佐智子
公益財団法人広島県男女共同参画財団 理事長 長尾ひろみ

このたびの西日本豪雨災害で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、広島県の男女共同参画をすすめる会と公益財団法人広島県男女共同参画財団では、「災害被災者を支援する女性たちへの支援」を事業の目的として、標記の助成事業を創設しました。

広島県内の草の根の活動を行っておられる女性のみなさんたちへの活動の一助となれば幸いです。既に活動を行ったグループ、これから活動を行うグループのかたたちも、御応募下さい。応募締め切りは 10 月 31 日（消印有効）です。

女性の視点で、活動を展開しておられる方たちの、御応募をお待ちしています。

.....

■目的 この事業は平成 30 年 7 月西日本豪雨災害における被災者支援を行う、広島県内の女性団体・グループのボランティア活動に対する支援を行うことにより、その活動を総合的に推進し、もって男女共同参画社会づくりの視点をもった豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

■主催 この事業は、広島県の男女共同参画をすすめる会と公益財団法人広島県男女共同参画財団が主催します。

■支援の内容 支援の内容は、平成 30 年 7 月西日本豪雨災害における被災者支援に係るものを対象に、1 団体・1 グループあたり 5 万円または 10 万円を交付するものとします。

■助成額総額 80 万円（* NPO 法人全国女性会館協議会の会員館から寄せられた、西日本豪雨災害支援金を原資の一部とします。）

次の要件を満たす団体・グループが対象となります。

- (1) 団体構成員の過半数が広島県民、または団体の所在地が広島県内にあること。
- (2) 法人格の有無を問わず、任意のグループでも可能です。

■助成対象事業の期間

平成 30 年 7 月から翌年 6 月までの 1 年間に実施される活動とします。

■応募方法 別様式第 1 号の申請書で応募してください。

■助成金の使途

- (1) 活動の目的を達成するために必要な経費を対象とします。
*交通費、ガソリン代、ボランティア当日の飲食代を含みます。
- (2) 使途が適当でない経費については、交付決定委員会の判断で減額する場合があります。
- (3) 団体の活動拠点施設の維持管理費（事務所の賃料、水道光熱費など）は助成の対象としません。

■留意事項 応募は1団体・1グループあたり1件としてください。

■募集期間 平成30年10月1日から10月31日（10月31日の消印有効）

■公募の方法

- (1) 10月1日に、広島県記者クラブに、公募に係る資料を提供します。
- (2) 公益財団法人広島県男女共同参画財団ホームページに掲載します。

■支援の決定 書類審査により行います。交付決定委員会において、11月上旬に決定し、通知します。

■活動報告 助成決定を受けた団体には、別紙様式第2号の活動報告（活動がわかる写真を貼付してください。ガソリン代などの領収書は不要ですが、内容がわかるように、一覧表などに記載してください。）提出していただきます。

■活動内容の広報等 活動内容は、公益財団法人広島県男女共同参画財団ホームページおよびNPO法人全国女性会館協議会ホームページに掲載します。また、マスコミに公開することもあります。

.....

■応募書類送付先

事務局 住所 〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階
宛先 広島県の男女共同参画をすすめる会 会長 井上佐智子

■問合せ

新歩一 携 帯 090-8066-3341
佐 藤 携 帯 080-1913-3557
井 上 e-mail luckey@network.email.ne.jp